

第18回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成30年12月14日(金)

招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午後3時30分 会長宣言

出席委員(11人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	下垣 涼子	7番	森 光正
2番	賀本 幹穂	8番	山本 信男
3番	清水 治之	9番	中田 泰
4番	一二三八郎	10番	松原 憲治
5番	奥田 隆範	11番	川上 博久
6番	加藤 直行		
	上前 梅夫		長尾 保
	見山 収		谷口 一郎
	宇田川 保		

欠席委員(0人)・農地利用最適化推進委員(0人)

職員及び関係者 局長 末次 義晃
農林課長 加藤 邦樹

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

- 第1号議案 農用地利用集積計画(案)について
- 第2号議案 農用地利用配分計画(案)について
- 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4号議案 国土調査法に基づく奇跡調査に係る地目認定について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午後3時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

6番委員 加藤 直行 7番委員 森 光正

事務局： 失礼いたします。歳の瀬の忙しくなり始めたところで皆さんにお集まり頂きましてありがとうございます。第18回の江府町農業委員会総会という事でご案内を差し上げております。本日は全委員さんご出席頂いております。そう致しますと会長さんの方からご挨拶を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

会長： 皆さん今日のご苦労様です。今年は初雪も遅れた様でしたけれども、いよいよ本格的な寒波が参っておりますけれども、少し緩む様な事も聞いておりますけれども、今のところ本当の寒波が来ている所でございます。皆さんもご覧になったと思いますけれども、12月7日付の全国農業新聞に日野郡農業委員会研修交流会の様子が、農業会議の方から紹介をして頂いております。皆さんご覧になったと思いますが、私もそう言った心配りを頂いたものですから、農業会議の倉益局長さんの方に一言お礼を言っている所でございますけれども、県の会議から見て頂きますと日野郡の、或いはいろいろな単位で農業委員の皆さんが一堂に会して、研修会をされるというのは非常に素晴らしい取り組みだと言う様な話を頂きまして、評価頂いたところでありますが、これは今私たちがやった事ではなくて、先輩の皆さんがそう言った取り組みをずっとして来られたものを受け継いで私たちもやっているという事でございますけれども、大きな目で見ると非常に素晴らしい取り組みだと評価を頂いた様でございます。今年は35回でございますけれども、35年前をひも解いてみますと、当時は減反政策かなんかで非常に大変だった時期では無かろうかなと言う様に推察をするところですが、そう言った農業会議の方々の皆さんのご厚意を頂いたという事がありましたので、皆さん記事は見られたと思いますけれども、農業会議の方で取り上げて頂いたと言うのはそういう意味で、非常に素晴らしい取り組みだという事でございますので、これからもそういった会を通じていろいろな問題を郡内の農業委員の皆さんが一堂に会してそう言った取り組みをさせると言うのはよろしいという事だと言う様の思っております。一部報告ですけれども、そう言う事がございましたのでご報告させていただきます。最後までよろしくお願いいたします。

議長： これより総会審議に入りたいと思います。本日の全員の出席を頂いております。まず議事録署名委員及び会議書記の指名を行います、議事録署名委員は議長より指名させていただきますことにご異議ございませんか。

委員： 異議なし。(全員)

議長： 議事録署名委員は、加藤委員、森委員にお願いをいたします。尚、本日の会議書記は事務局を指名いたします。議事に先立ちまして報告事項がございます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 失礼します。お手元の資料の2ページでございます。合意解約の案件が2件、全部で3筆でございます。こちらの報告をさせて頂きたいと思っております。1件目の場所は〇〇でございます。〇〇〇〇〇〇番地、〇、〇〇〇㎡、〇でございます。こちらにつきまし

ては元々の所有者の方は〇〇〇〇さんの名義なのですが、今回の案件については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇さんへの〇〇が行われていた物件でございます。こちらにつきまして、平成〇〇年〇月〇〇日から〇〇年〇月〇〇日まで1年間の契約でしたが、この度合意解約があったという事でございます。合意の成立日が〇〇月〇〇日、引き渡し日も同一でございます。実際の契約期間につきましては〇〇月という事でございます。理由につきましては借受人の都合によるという事でございますが、この筆につきましては後程配分計画の中で別の方に来年耕作される計画に基づくものという風にご理解いただければと思います。続きまして27番でございます。こちらにつきまして場所は〇〇〇でございます。〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地、地目が〇、〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、〇でございますが、〇〇〇㎡でございます。この2筆合計で〇、〇〇〇㎡です。貸人の方が〇〇〇〇さん、現在〇〇〇の方にお住いの方でございます。借りておられたのが〇〇〇〇〇番地〇、空場語さんでございます。こちらにつきましては〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇〇日までの〇年間契約を交わしておりましたが、〇〇月〇日に合意解約となっております。ただ土地の引き渡しにつきましては、耕起をしたり草刈りをして返したいという事を借り人の方が言っておられまして、〇月〇日までは管理をしてその上で返したいという事でございます。実際の契約期間につきましては、1年〇カ月でございます。これにつきましても借受人の都合によるものでございまして、1枚はぐって頂きますと、3ページ、4ページ、5ページにこの案件の場所を示させて頂いております。3ページですが、日野川沿いの赤で示している部分の所でございます。6ページの〇〇〇の件につきましては〇〇から山寄に向かった方でございます。ちょうど〇〇〇の〇〇〇に面したところでございます。〇〇を挟んで反対側は〇〇〇さんがあったり、その後説明をしますが今回5条の一時転用の案件が出ている場所の所でございます。5ページ、こちらにつきましては場所は〇〇〇〇〇の〇の上にある団地です。〇〇〇〇〇があるところでございますが、赤く塗ってある所が今回の案件の場所でございます。以上合意解約の報告でございます。

議長： そう致しますと議事に入りたいと思います。議案第1号、農用地利用集積計画（案）について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 失礼します。6ページ以降、第1号議案になります。具体的には8ページから筆の内容としましては25ページまででございます。今度の案件が再設定の案件でございます。新規分に絞って簡単にご説明をさせて頂ければと思いますのでよろしくお願いをいたします。新規分につきましてはお手元の資料11ページ、12ページをまずご覧いただけますでしょうか。実はこの案件は実際には再設定でございます。土地の名義人さんが変わられているという事で新規扱いをしておりますが、まず11ページの下段ですが、〇〇が〇〇〇〇〇〇〇〇から〇筆、一番下が〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地、合計が〇筆で〇、〇〇〇㎡でございますが、貸付人が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇さん、借受人が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さんという事になっておりますが、従前の契約が〇〇〇〇さんのお名前で契約をしてあったものでございます。既に〇〇〇〇〇になっている〇〇さんの〇〇〇〇の名義にされた様でございます。その関係

で実は再設定ですが、名義が変わられたので新規扱いと言う表示をさせて頂いております。期間につきましては〇〇年〇月〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで、反当〇、〇〇〇円と言う契約でございます。12ページの案件も同様でございます。1筆〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇、〇〇〇㎡でございますが、同様に〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんのご契約で、契約期間についても同じでございます。20ページの下段でございます。場所は〇〇〇〇〇でございます。こちらの方が〇筆、〇〇〇〇番地〇、〇、〇〇〇㎡、〇〇〇〇番地〇、〇、〇〇〇㎡、〇〇〇〇番地、〇、〇〇〇㎡、何れも〇〇〇〇でございます。〇筆合計〇、〇〇〇㎡になります。貸付人の方が〇〇〇〇さん、借受人の方が〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さんでございます。こちらにつきましては、従前は〇〇〇〇の方で管理をしていました。期間につきましては平成〇〇年〇月〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの1年間、借り賃につきましては反当〇〇〇〇キロ、〇〇を予定しておられる所でございます。もう1枚はぐって頂きまして、21ページの上段になります。これも〇〇の案件でございますが、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇、〇、〇〇〇㎡、1筆でございます。こちらにつきましては、貸付人の方が〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん、借受人の方が同じく〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さんでございます。こちらにつきましても従前は〇〇〇〇がお借りして耕作していた所でございますが、こちらにつきまして〇〇年〇月〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの契約が出ております。賃料につきましては〇〇a当たり〇〇〇〇キロ、〇〇を予定しておられると言う所でございます。新規案件につきましては以上でございます。29ページにつきましては借受人さんの農業経営の状況을載せさせて頂いておりますのでご覧いただければと思います。新規の案件の場所を示させて頂いております。30ページ、31ページにつきましては、〇〇〇〇団地ですので、写真の方でご確認を頂ければと思います。以上簡単ですけれども議案第1号でございます。

議長： そう致しますと、議案第1号、農用地利用集積計画（案）について、これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

川上： 担当地区の補足説明をされたらどうですか。新規の所を担当の農業委員さんに。

議長： 新規の分で担当の委員さんに補足説明をお願いします。山本委員をお願いします。

山本： はい、〇〇〇〇さんの分ですけれども、これは以前から、今説明がありました様に、〇〇〇〇さんと言う方は家に1人おられますけれども、その〇〇さんの〇〇さんです。以前からそこは耕作されていたところでしたのでこれは問題なく、私は良いのではないかと思いますけれども、皆さんよろしくお願ひいたします。

議長： 今山本委員さんより説明がありました、〇〇さんと〇〇さんの件につきましては説明頂きました通りですので、よろしくお願ひをします。次は〇〇です。

川上： 〇〇の関係ですけれども、20ページの81番ですけれども、〇〇〇さんですけれど

も、そこを〇〇さんが作ろうかという事で1年間だけやって頂いて来年は変える予定にしております。21ページですけれども、〇〇さんの〇〇〇ですけれども、〇〇〇〇に作って貰っていたんですけれども、今回〇〇君が〇〇代の方ですけれども、意欲的な方で農地を拡大しようという事で今回やって頂く様になりました。そういう形ですので、〇〇については〇〇〇〇と同じ形を取ってもらっています。以上です。

議長： ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。質疑、意見が有りませんので、

川上： ちょっと1つ良いですか。合意解約で出た〇〇さんの所ですけれども、次の人はこれに載ってないんですけれども、何か予定でもありますか。まだこれからですか。

事務局： そうです。これからです。この場所は中山間の直接支払対象農用地という事になっておりますので、このまま作る人がいないという事にもなりませんし、地権者の方も町外におられる方ですので、毎回農地相談会の日程と担当の委員さんの準備はしているんですが、その時のご説明をさせて頂いても良いんですけれども、実は、次回の農地相談会の日〇〇さんがちょっとお邪魔したいという事を言っておられます。たまたま農地相談会の日戻って来られるという事でございますので、資料の順番が飛んで申し訳ないんですが、本来ですと担当の農業委員さんは森委員さんと山本委員さんのお二人でございまして、ですがエリア的に場所が宮市と俣野という事でございますので、もし可能であればその日に地区の担当の委員さんに代わってもらって出て頂くわけにはならないかなと、相談しないとイケないかなと思っている所です。

議長： 今川上委員さんの方から合意解約の件について質問が出たわけですが、事務局の方から説明がありました様に、この合意解約をされた後に現段階では、まだその後の受け入れの態勢が出来ていないという事でございまして、次の農地相談の時に事務局の方で説明をする様な状況にさせて頂きたいと言う事ですので、その辺りは担当者の方に話をさせて頂いて、折角本人が帰って来られるという事になれば、そういう事にして頂いて話を進めて頂くという事も必要かと思っておりますので、その辺りは当事者で話をして、事務局の方で取り計らいをして頂きたいと言う様に思いますので、関係者の方につきましてはご協力して頂きたいと言う様に思います。川上委員さんよろしいでしょうか。

川上： はい。

議長： ありがとうございます。

見山： 〇〇の分はどういう話になっていますか。

事務局： この次の2号議案の中でご説明をさせて頂く筆でございまして。

議長： よろしいでしょうか、今いろいろ質問が出ましたけれども、事務局の方で説明を頂いておりますが、第1号議案につきまして、その他にご意見はございませんか。質疑、意見が有りませんので、議案第1号、農町地利用集積計画（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので原案どおり承認いたします。それでは議事に入ります。議案第2号、農用地利用配分計画（案）について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 失礼いたします。議案第2号、お手元の資料32ページ以降でございます。1枚はぐって頂いて、34ページに載せさせて頂いております。先ほど見山推進委員さんからもありました、この筆が先ほど〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇〇とで合意解約された筆の次の耕作者の方でございます。権利の設定を受ける方が〇〇〇〇さんでございます。筆の所在については先ほど言いました、〇〇〇〇〇〇番地でございますが、こちらにつきまして、〇〇年〇月〇〇日から〇月〇〇日までの間、使用権の設定という事でございます。〇〇〇〇〇の〇〇でございます。こちらにつきましては、小麦の栽培を予定されているという事でございます。35ページ、36ページには、借受人の経営の概要と載せさせて頂いておりますが、説明については省略させて頂きたいと言う風に思います。以上でございます。

議長： それでは、議案第2号、農用地利用配分計画（案）について、これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

川上： 報告事項の中で〇〇さんが〇年間、契約期間が、〇〇月終わってしまして、また〇〇月ですけれども、なんか中途半端ですけれども、何か理由があるんですか。

事務局： 結局作物の方は〇〇で考えておられるので、収穫の終わるのがその時期になるという事でございます。問題はその後でございますけれども、まだ具体的にははっきりとは決まっておられませんけど、今〇〇地区何名かの有志の方が集まられて、集落営農組織とまでは行きませんが、年回りの近い方は地域の農地を守って行くと言う事も考えたいという事の相談も受けております。実際農林産業課の方で集落の有志の方が集まっておられる所に出掛けて話をさせて頂いた様でございます。先月相談されている様でございますので、この期間中にその辺の今後の対応策と言う物に付いて地域で話し合いをされていくのかなと言う風に思っております。

議長： 川上委員さんよろしいですか。

川上： 了解です。

ます。43ページの事業計画書の下の方を見て頂きますと、期間につきましては平成〇〇年〇〇月許可日から〇〇年の〇月〇までと言った形でございます。基本的にこの現場につきましては、〇筆、〇〇〇が1枚あるだけの〇〇〇〇農地でございますし、その部分の転用でございますし、排水対策につきましても、この水がどこかの農地に流れて行くと言った様な事もございません。その関係で営農面でも影響と言うのはない場所かなと言う風な判断をさせて頂いております。45ページにつきましては、被害防除計画という事で付けて頂いておりますが、営農面については特段問題はないのかなと言う風に考えております。以上でございます。

議長： それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

川上： 一つだけ、〇〇の用地区域以外でも規制を受けるんですか。

事務局： 結局、クレーンとか重機が入りますよね、その時に軌道内にアームが入らないにしても、非常に危ないので仮設の防護壁を建てなさいとか、またそう言った物を建てるのも危険な事でございますので、具体的に言えば大工だけでは出来ない。安全対策が不十分だという事で非常に時間が掛かるという事で、

議長： 他にございませんか。川上委員さん今の説明でよろしいですか。

川上： 了解です。

議長： 他にございませんか。そう致しますと、質疑、意見が有りませんので、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので原案通り承認いたします。それでは議事に入ります。議案第4号、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 失礼します。議案第4号、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について、という事で46ページからになります。今年の4月にも1度やったんですが、その後追加で調査区域が広がっておりまして、その調査結果に基づく地目変更の認定という事でございます。場所につきましては大字〇〇の一部という事で、字〇〇〇他という事で、全部で〇〇筆でございます。何れも台帳上は農地という事になっておりますが、農地以外の物に変えるという事でございます。50ページをご覧くださいませでしょうか、先ほど〇〇筆と申しましたが、それが一覧表でございます。一番上が〇〇〇〇〇番地〇と言う所でございます。所有者の方は〇〇の〇〇〇〇さん、調査前が〇〇〇だった物が調

査後は〇〇と言った物、面積につきましても調査前は〇〇〇㎡だった物が調査後は〇、〇〇〇㎡と言った様な形での変更でございます。以下ご覧いただきますとおり〇〇筆載っております。同様の案件でございますので、ご説明は省略させていただきます。52ページ、53ページにつきまして、今回の当該地の所を赤く色を塗って頂いておりますが、確認をしておいて頂ければと思います。以上でございます。

議 長： 今事務局が説明をされた様に、これは地籍調査ですけれどもまだ申請が出てくるという事になりますか、〇〇さんで。

事務局： 現場の検査自体は今年が最終ですので、残りがどうなっているかと言う確認は出来ておりません。

議 長： 事務局の方から説明がありましたが、議案第4号、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について、これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。質疑、意見が有りませんので、議案第4号、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、原案通り承認をいたします。議事は以上を持ちまして終了しました。それではその他に入りたいと思います。ここでは研修の意見交換となっておりますので、まず1番について事務局の方から説明をして頂いて、進めたいと思います。

事務局： その他の1番、視察研修の意見交換と言う事にさせてもらっていますが、先に他の案件について皆さんにご報告をさせて頂いて、最後に意見交換をさせて頂ければと思います。(2)(3)について先にご相談をさせて頂いて下さい。次回の農業委員会の総会ですが、1月16日、水曜日でご提案させて頂ければと思います。時間につきましては9時半、場所につきましては、この場所でございます。皆様のご都合はいかがでしょうか。併せまして、お手元に白石町長との新春意見交換会開催について、と言う資料をお配りさせて頂いております。そちらについて、町長のご都合に合わせなければいけませんので、町長のご都合を確認したところ8日が良いのではないかと、という事で開催の段取りをさせて頂いております。この場所で意見交換会を1時間程度して、その後懇親会という事でございます。意見交換につきましては、昨年美作と曾爾村に行って今現在ジビエの活動等、宇田川委員さんの方になって頂いておりますが、そう言った事も1年経ってどうだとか、今年につきましては、東広島の方で法面の管理省力化の取組、愛媛県の久万高原町でトマトの新規就農の仕組み作り、農業公社の役割という事を研修して帰っております。そう言った物を町政に反映できる様に委員さんの方から町長の方に話をして頂く場として考えております。その後懇親会という事で場所を変えまして、移動時間を入れますと6時半からと考えております。1月8日意見交換会、1月16日に総会、と言う

流れで計画を立てさせて頂いております。

議 長： 今事務局の方から説明をして頂きました。皆さんの方でこれにつきまして質問がありますでしょうか。意見交換会についてもこういう段取りで事務局の方で進めて頂いておりますので、皆さんにご案内申し上げた通りでございますが、皆さんの方から質問はございませんでしょうか。

委 員： ありません

議 長： 次回の農業委員会の総会、1月16日でよろしいでしょうか。

委 員： はい

議 長： では局長、今説明を頂いた物につきましては皆さんご承知いただける様ですので、この様に取り計らいをお願いしたいと思います。

事務局： それでは次までに出欠報告の方よろしく申し上げます。続きまして（3）次回の農地相談会でございます。先ほど申しました様に、順番ですと森委員さんと山本委員さんですが、すでに予約を受けております。小江尾の地区を担当しておられる川上委員さん、上前推進委員さんに順番を代わって頂いて来て頂ければと思いますが、如何でしょうか。

上 前： 予定に入れておいてください。

川 上： 分かりました

議 長： 事務局の方でお願いをされましたけれども、農地相談の方は小江尾の方だという事ですので、担当委員さんお願いします。予定でありました森委員さんと山本委員さんには次回にお願いしたいと思います。事務局もその様に取り計らいをして頂きたい体と思います。

事務局： はい。後は簡単なお報告でございます。奥大山プレミアム特別米栽培研究会という事で、江府町のブランド米作りに取り組んでいる訳ですけれども、今年も各種のコンクール、コンテストに出品をしておりました。その結果のご報告でございます。下段の、第20回米・食味分析鑑定コンクール：国際大会、こちらにつきましては町報の今月の、今日各集落の方に持って帰りますが、その町報の方に既に掲載をされている物でございます。11月26日、27日に岐阜県高山市の方で行われております。研究会のメンバーの内13名程でバスに乗って出発したわけでございますけれども、全部で5,717点のお米が出品されております。江府町の研究会からもコシヒカリ12点、きぬむすめ12点、合せて24点出品をしたところでしたが、そのうち越峠さんのコシヒカリでございますけれども、環境国部門と言う部門で特別優秀賞を受賞しておられます。

ステージ上での記念撮影の状況の写真を付けさせて頂いております。コンクールにつきましても一番上が総合部門と言う5, 717の内予選の食味値と味度値と言う物を機械で測る物ですけれども、それを計って足し算したのが持ち点という事にして、上位40名の方については総合部門と言う物にノミネートされます。これが正真正銘のトップクラスという事になるんですが、それ以外の方については今回言えば環境王国認定だけの部門、若手農業者部門、認定農業者部門、女性農業者部門といろいろな部門がある訳ですけれども、その人一つの部門という事で越峠さんの米がノミネートされて、最終的には食味鑑定士とかお米マイスターの投票によって決まる訳ですけれども、食べ比べで票を沢山頂いた方には金賞を頂く様に成ります。金賞を頂けなかった方が特別優秀賞という事でございますので、今回上位にノミネートはされたんですが食べ比べの中で特別優秀賞止まりという事でございます。ちなみに平成21年に初挑戦をこの全国コンクールにしている訳ですけれども、それから11年間連続で出品して、一応ノミネートして、毎年何らかの表彰をしていると言う状況でございます。上の方は第15回のお米日本一コンテスト in しずおかとい物でございますが、12月7日、8日に静岡県静岡市で行っております。先ほどのコンクールは全国の会場を持ち回りでやっているのに対して、静岡の大会と言うのは、必ず毎年静岡の方でやっておられるものでございます。こちらにつきましては総出品数が580点、規模としては10分の1程度の大会でございます。こちらにも非常にコメの流通業界さんの評価の高いコンテストでございます。こちらにつきましては、江府町の研究会から今年はコシヒカリを2点、きぬむすめを2点出品しておりました。前年ながらコシヒカリについては最終審査に残る事が出来なかったんですが、芦立喜明さんのきぬむすめと、農事組合法人宮市のきぬむすめが其々最終審査に残りました。最終審査と言うのは先ほどと同じ様に食味値や味度値、3種類の機械で測ってその特典を基に、上位75名が選抜されると言うものになります。580人中75以内に入ったという解釈をして頂ければ良いんですが、その75名を5つのグループに分けて15人が残るんですが、15人の中から5人が1回戦の勝ち抜けと言う様な形で、トーナメント方式で勝ち上がって行くと言う競技でございます。その結果、芦立さんのお米については決勝戦まで進みまして、最終的には6人の方での食べ比べという事になる訳ですけれども、6人の中から優勝される方が決まるんですが、残念ながら優勝は出来ませんでしたけれども、準優勝相当という事で最高金賞と言う賞を頂いております。最高金賞につきましては、今から2年前に荒田の阿部朝親さんが同様にきぬむすめで最高金賞を取っておられますので、江府町については2回目でございます。鳥取県についても江府町以外でこのコンテストに優勝した所がありませんので初めてという事でございますが、芦立さんの場合は更に品種賞と言うものも頂いております。品種賞が何かと言いますと、コシヒカリ以外、コシヒカリの出品が多い訳ですけれども、コシヒカリ以外の品種のお米で最高点を取った上位2つのお米が品種賞を頂けるという事で、芦立さんのきぬむすめがそれに該当したという事でございます。ちなみに優勝は岐阜県の方でございますけれども、お米の品種名が命の一と言う名前のお米でございます。あまり聞きなれないお米かもしれませんが元々はコシヒカリなんですけれども、コシヒカリの突然変異という事で、見られるとびっくりするくらいコメの粒がでかいお米でございます。通常のコシヒカリの1.5倍くらい粒の大きいお米なんですけれども、

非常においしい、大粒で食べ応えのある美味しいお米でございます。一方で乾燥調整が難しい、割れやすいと言う栽培技術の難しい部分があるんですが、非常においしさという点では評価の高いお米があるんですけども、そちらの方が優勝をしています。そのお米に次ぐコシヒカリ以外で上位という事で、1位が命の壺、2位が芦立さんのきぬむすめというところでもダブル受賞という事で頂いております。芦立さんについては皆さんもご存じだと思うんですけども、喜明さんの名前ではしてあるんですが、この圃場については大和君が1人で管理をしている田んぼでございます。ただ、なかなか就農と言う決断が出来ておりません、お爺さんのお手伝いと言った様な形での存在ですので、喜明さんのお名前という事になっております。水田の管理等も周りの方が見られた時に「あれで良いのか」と言われる所は有る訳ですけども、これを励みにして若い方が何とか就農できるように、もちろん就農された後に皆さんから就農させて良かったなと周りの方にも言って頂ける様な形で導いて行かないといけないのかなと言う風に思っている所でございます。方や右側の農事組合法人宮市さんでございますけれども、決勝の1個手前の準決勝までは進んでおりました。ベスト12までは進んだんですが、もう1個勝ち上がれば芦立さんと一緒に決勝に進めたという事だったんですが、惜しくも準決勝で敗退と言った様な形でございます。宮市法人さんについてはこの静岡コンテスト3回目のノミネートでございます。昨年は上位75位には残れなかったんですけども、今年は勝ち上がって行かれまして、もう少しで2つが決勝進出と言う所でしたが惜しかった状況でございます。農業委員会も農業に関連した委員会でございますので、新年号の町報で静岡コンテストは大きくPRさせて頂ければと言う風に思っておりますけれども、一足先に委員の皆さんにご報告をさせて頂いたところでございます。静岡コンテストが終わった直後に、私東京にお米の商談があつて行かせてもらっていたんですけども、ちょうどそのコンテストの次の日に東京でやっておりました。関東エリアの米屋さん、お米マイスターと言う資格を持っておられる方が200人態度会場に来ておられたわけでございますけれども、我々生産者側が全国の名だたる山地若しくは法人さんが約40社集まっていて、試食を食べて頂いたり、拘りのPRをさせて頂いたり、カメラ撮影をされて今後インターネットで配信されて商談が終わった後も米穀店さんがそのホームページを見られて、商談が次々入って来ると言う仕組みを手掛けているんですけども、静岡のコンテストの上位に入ったという事、それから2回目という事もありまして、コシヒカリは少し苦戦気味なんですけれども、きぬむすめの方は引き合いを頂いております。まだ取り組み事態は十分ではありませんけれども、何とかこう言った成績を江府町に持ち帰って今後の目標にして行けたらなと言う風に思っております。以上がお米コンテストの報告になります。

議長： 詳しく説明を頂きましたけれども、先般の農業新聞にも優勝者の名前だけでございまして、部門が書いてありましたけれども、どういう審査でどうなった物か分からなかったですけども、説明を聞いたら理解が出来たなと思っております、下に書いてある食味分析コンクールですけども、食味の数値的には何点くらいに成るんですか。

事務局： 越峠さんの今回のお米が食味値で87点、味度値の方も88.5とかと言う数字でし

たけれども、非常においしいお米です。一般的には食味値は70、100点満点なんですけれども70を超えれば美味しいお米ですねと言う評価を頂けるレベルです。それが80若しくは85を超えますと、ランク的には極みと言う極良質米と言う扱いになって、結構トップクラスのブランド米扱いという事になると思うんですけれども、食味値については基本的に肥料成分を抑えて、要は最終定期に窒素成分を抑えることによってお米の中のたんぱく質を抑える事で食味値を上げる事が出来ます。慣行栽培で栽培されると炭化物の値が高くなる、7%、7.5%に恐らくなると思うんですが、そういう形で今年の食味の方が60台、70台前半の方で止まってしまうんですけれども、そのタンパク質を大体6.2、6.3%、トップクラスになると5.8、5.9辺りまで落とします。落とす事によっては食味値が上がるという状態になります。もう一つの味度値と言うのは清流を上げる事によって数値が上がるのかなと言う風に掴んでおります。一方のお米と言うのは70%以上の清流米があれば1等米という事で検査員さんからオッケーを頂くわけですけれども、奥大山江府ブランド米については80%以上でないブランド米として使いませんと言う縛りをかけております。越峠さんのお米は90%近いぐらいの清流具合がある訳ですけれども、全国トップクラスになると91、92位まで清流具合を上げて来ますし、食味につきましても、93、94位まで上げて来られます。今年は、要は食味で100点、味度で100点、合計で200点満点なんです。大体昔ですと数年前ですと、175点取れば上位40人の総合部門と言う所にノミネートしてもらえる1つの目安になっていたんです。今年の越峠さんの数字だと数年前だと総合部門に入れていたんです。ところが今年は総合部門上位40人に入るためには、調べたら最低でも183点行ったといくことで、183という事は、91、92みたいな数字を食味と味度両方で出さないと入れないという事で、今年は特に近年でもレベルの高い年になったかなと言う風に思います。40人のうち食べ比べで金賞と特別賞が決まるんですけれども、40人のうちの約20の方が金賞をもらわれました。20人のうちの12人が岐阜県、という事で今年は地元開催だったんですが、とてもレベルが高かったという事と、北海道ではほぼ全滅、米どころ東北も太平洋側は品質が悪くなかったんですけれども、日本海側の東北と言うのが、収量も少ない、品質も悪いという事で、我々山陰も同じ事が言えるんですけれども、日本海側は後半天候が悪かった影響が効いているのかなと言う風に思います。北海道は台風も来たし気温が下がってしまったと言う事で、有名なゆめぴりか、今年はゆめぴりかとして流通されるものが3月頃には無くなるだろうと、それ位北海道は今年出来が悪いです。

議 長： 余談な事を聞いてすみません、いろいろ米の専門的な話が有りまして、私も一回末次局長に農家に有利な飼料用米を江府町が作られないのは何故ですかと質問してみました。農家の人は飼料用米あるいは飼料用稲、そういう物を作ると非常に補助金も出て、等級もない、乾燥もいらぬ、簡単な事で補助金もたくさんあるという事で、なぜ江府町はそういう物を皆さんに進めないんですかと言う話をしたことがあります。今説明がありました様に、江府町はプレミアム米、特別栽培米に力を入れていて、そういったイメージの悪い物を江府町は作りたくないと言う説明を聞きまして、そういう物かなと思っていましたけれども、今日この様な説明を聞いて、成程そういう事かなと理解したところで

す。いろんな話が出ましたが、皆さんの方でご質問は有りますか。

山 本： すいません。今の説明では食味を上げる為には窒素成分を落として作るという事ですけども、収量的には反当どれくらいの収量があるんでしょうか。その辺で肥料代も安く上がるかもしれない、窒素を落として肥料を少なくすれば、他のリン酸系の肥料を使わないといけないと思うんですけども、1反にどれくらいの収量があるのかな、と言うのがそれを出荷して高く売れば儲けになるかもしれないけれども、その辺の兼ね合いがどんなもんかなと思うんですけども。

事務局： 収量はコシヒカリ、きぬむすめ共皆さんからデータを取らせて頂いた田んぼの平均で行くと、大体410から420キロのレベルです。平均でございますので、多い方についてはもっと収量を取っておられますし、少ない方もおられます。特にきぬむすめについては導入した年1、2年目は収量が10俵程度取れております。これは前年の田んぼの肥料が残った事も影響するかもしれませんが、10俵取ったうえで食味値が88、89と言うとんでもない数字が出て、コシヒカリでは考えられないくらいの数字が出たわけでございます。やがて1、2年続けて行くうちに収量は若干落ち気味にはなっているんですけども、それでも520、530キロは取っておられるのがきぬむすめでは普通ですけども、コシヒカリは極端に悪い方がおられます。270キロ台の方も中にはおられるんですけども、これはブランド米だけの影響ではなしに、一番は雑草対策という事になると思います。ただでさえ窒素成分を落として少ない肥料をいかに有効に稲だけに持って行かないといけないかと言う所を他の作物が大きくなってしまうとそちらに肥料分が取られてしまうと、言う様な事が影響して収量の低い方もおられます。生産者の方からすれば数値がどうのこうのと言うのは二の次で、儲かる物でないと取り組みが出来る訳はありませんし、やる方にしても、町報にでかでか載せるためにコメ作りをしている訳ではないという事になります。その辺は当然私共も承知はしておりまして、闇雲にコンテストの数字だけを求めてそう言った田んぼを作っていくと言うのは、決して我々も進めているやり方ではありません。しっかりと美味しいお米で尚且つ収量の、例えばコシヒカリであっても450は何とか取ろうとか、きぬむすめならば520、530取ろうと言った作り方をしたうえで如何に味を良くして行くかという事をしていかないといけないと思っております。この技術を持ったうえでこの田んぼだけは今年は挑戦したい、収量を多少犠牲にしてもでもトップを狙うためにやるぞ、という事なら良いんですけども、今の結果はそう言う明確な目標もなしに結果論として収量が少なかったなど、結果論としてタンパクが抑えられて、結果論として数値が高かったなどと言う一面があります。それは決して技術という事にはなりません、作る気になれば量を増やせますよ、敢えて収量を落として味を向上させますよ、これからはいつ見に来られるか分からないその産地の方が勉強に来られるかもわからない、若しくは東京や大阪の米屋さんがお忍びで来られるかもわからない、その時のホームページやフェイスブックでは綺麗な写真しか撮ってないけれども、現場に行ってみたら何じゃコリヤと言う様な事にも十分なり兼ねませんので、賞を取っただけではなく研修会の皆さんにも良い成績を取った後は必ず尾を占めてもらって、何方に見られても、若しくは町内の方

からも研究会のメンバーは凄いなと言って頂ける様にしておかないといけませんよ、と言う話もさせて頂くつもりではおります。一収量の目安としては多い方少ない方おられますけれども、コシもきぬも大体410から420の間位、平均ではと言う形でございます。

議長： いろいろありがとうございました。皆さん他にございませんか。無い様でしたら、事務局より資料の説明をお願いします。

事務局： 視察研修に行かれた方はご承知の部分でございます。ご欠席だった方がおられますので簡単にお伝えをさせて頂いて、ご意見を頂いて、最終的には、例えば以前行っていた建議書に代わる意見書を町の方に向けて出すという事をスタートした方が良いのかなと言う風に考えております。重兼方式によるセンチピートグラスの播種と言う資料をご覧いただけますでしょうか。場所につきましては、東広島市高屋と言う所でございます。農事組合法人重兼農場と言う所で勉強をしてきたわけですが、お聞きしましたら、日本で一番最初に出来た農事組合法人という事の様でございます。ポイントは今現在鳥取県でも進めている水田の畦畔のセンチピートグラス、芝草地化でございますけれども、これにつきましては、現在の県の事業は1,000㎡当り40万経費が掛かる様になっております。江尾の原田んぼがモデル地区になられたり、今後第2弾のモデル地区という事で江府町では貝田地区で取り組まれるわけですが、このモデル地区については1,000㎡しかしませんけれども、地元負担が無い訳です。第1期のモデル地区であれば県が全40万払ったわけです。第2期の今回については、県と町で折半という事で地元負担はなしと言う形なんです、あくまでもモデル地区でございます。良い物なら拡大してくれるかと言う話の時に、予算はどれ食い掛かるのかと言う話が出た時に、1,000㎡で40万掛かります。という事になれば現実問題、誰もする人が居ないと言う風に思います。過去の会で松原委員さんか県政に対してこれから補助事業化が出来ないだろうか、地元が何%で出来ますよと言う様な形でもしないと広がらないと言うご提言を頂いて働きかけをしている所でございます。その一方で本当に40万掛かるのかといところが発想の部分でございます。その中でいろいろ、これはもともと川上委員さんから情報を頂いて知ったんですが、日本農業新聞の2017のアイディア大賞を受賞した組織なんですけれども、自分たちで芝草化に取り組んでおられる、やり方は米ぬか、水、芝の種を攪拌して、エンジンポンプを使って法面に吹き付けて行くと言うものでございます。このやり方をする事によってほぼ種代だけで事業が出来るという事でして、お聞きしましたら大体1,000㎡当りで10万円から13万円程度で出来るという事で、現在県が推奨している分の4分の1から3分の1程度の経費で出来るという事でございます。尚且つ高い機会を買わなくても、2、3万程度の汚水用エンジンポンプ、ホースも径の細いホースでも十分出来ると言った様な事で現場でお話を聞いております。要は皆さん草刈りが大変だと、それを解決するにはこう言った形で取り組みの管理を少しでも簡単にする方法をしないとイケないのかなと、担い手農家さんが借りたくなる様な農地にする、と言う事も必要かなと言う風に思う訳でございます。お聞きしましたら草刈りの方はこの芝草地をちゃんとしてから1回若しくは2回刈れば十分だという事です。

尚且つ葉まで小さく刻みますので圃場田んぼの散しもしなくて良いと、春先の早いうちに燃やしてしまえば、その後また芽が出てくると言う話もしておられました。こちらですと雪が降りますので、出来ないかもしれませんが、いろんなお話を聞いて帰ったところでございます。例えばこれを今後行政なり農業委員さんも含めてどの様に進めて行こうか、と言う様な所の事を取り上げて良いのかなと言う風に思っております。もう一つは、愛媛県の久万高原町でございます。標高が役場のあるところで約500m、美用と御机の間位の所に役場がある、トマトの一大産地ですけれども、トマトを作っている所は標高800mでございます。トマトだけで生産者の方が約100名近くおられて、6億円の売り上げだそうです。同じくピーマンにも力を入れておられて約2億円の販売額という事なんですが、トマトの新規就農の受け入れに非常に積極的に取り組んでおられます。資料を見て頂ければわかるんですけども、平成10年から新規就農者の受け入れを行っておられます。お手元の資料5ページと書いてあるところですが、毎年3、4名研修生を受け入れて、研修をトマト農家さんとしての人口を進めている訳ですけども、約100名の生産会員さんのうちすでに3割以上がこの制度を使って卒業をされた方、と言う風にお聞きしております。トマト部会の青年部の部長さんはこの研修制度の卒業生だという事で、移住定住の方と地域での中心人物になり始めていると言う、非常に素晴らしい事例を聞いて帰っております。新規就農対策だけではなく、空き家対策、空き家バンクの取組みとか、後は新規就農者の場合は安心して勉強が出来る様に助成金と言うか給料の様な物を払ってと言う制度が行き届いております、その役割を担う組織として農業公社の位置づけと言うのが非常にしっかりしているのかなと言う風に思いました。行政は勿論ですけども、地元の農協さん等が出資をされて設立をされている訳でございますけれども、主にこの農業公社の役割と言うのが、1つには農地利用の調整、農地円滑化団体を農業公社で取り組んでおられると言う状況でございます。要は中間管理事業みたいな物です。出しての方から農地を一時的に預かって新たに担い手農家に貸し付けると言う様な事を公社で取り組んでおられるという事、新規就農者の育成という事を農業公社で中心になって取り組んでおられると言う所でございます。農作物のブランド化、高付加価値化、と言った様な事も公社の中で取り組んでおられるという事例でございました。詳細は資料の方をご覧いただければ、と言う風に思いますが、こう言った勉強をして来た内容を踏まえて来年以降、ちょうど今31年の予算要求をさせて頂くところでございます。一度財政の方の締め切りが来て提出をしている所ですが、今後年内に財政課若しくは総務課長のヒヤリング、提出をした物に対して諮問を受けて撰政をする訳ですが、年明け1月の中旬から後半にかけて町長査定と言った様な物もあります。そう言った中で農業委員会から、若しくは農林産業課から先進事例を江府町では是非やらないといけないのではないかと、と言う様な話をする機会が査定と言う作業になる訳ですけども、それが終わってしまいますと来年度予算と言うものが決まってしまって、それ以降なかなか新規物は突っ込めません、よっぽど緊急性が有る物は、補正予選という事で6月、9月、12月、3月にあるんですけども、なかなか新規の大きな案件と言うのは突っ込めない特に来年以降新庁舎を建設するので非常にたくさんのお金が掛かって来るという事がありますので、新規事業がなかなか出来にくい部分があるんですが、とは言っても庁舎は立つかもしれませんが、地域の農業振興施策を出したと言う考えで

おります。お金が全てではありませんけれども、出来る取り組みについては1年待つ事なしに進めて行くくらいの気持ちと言うのは必要なのかなと言う風に思います。意見交換会も計画をしておりますし、意見書と言う形で農業委員会から行政に対する意見を出し行って文字にすることも必要なのかなと言う風に思いますが、それに向けての皆さんからのご意見をどんどん出して頂くと言うのもさせて頂ければと言う風に思えます。最終的には、もしよろしければ会長さん、職務代理さん、私ども事務局と文章の体裁と何を出して行こうと言うその辺の調整をさせて頂ければと言う風に思うんですが、皆さんの思いをザックバランにお聞かせ頂ければなと言う所でございます。

議長： 今お聞きのように局長の方から今年研修に行った先につきましては、研修の内容についてざっと、ご参加いただけなかった委員の皆さんに報告をしました。それを踏まえながら局長が申します様に農業委員会として次年度取り組んで頂きたい事業とか、そういう物に付いての意見も含めて、それから視察の中で質問でも構わないと思いますけれども、そう言った問題について皆さんのご意見を纏めて行きたいと言う様に思っています。今も局長が言われます様に皆さんの意見を聞きながら、会長、職務代理、事務局等で皆さんの意見を集約させて頂いて、提出させて頂くと言うのはどうでしょうかと言う計画を致しておりますけれども、そう言った物を含めて皆さんの意見を広く頂きたいな、と言う様に思いますが如何でしょうか。

川上： 進め方としてはそういう形になると思いますけれども、先進地を視察した皆さんがどういう感想を受けられたのか、そういう話をしてから集約した方が、今回私から行きましたら、見山さんや谷口さんが言われた事に喜んでる訳です。要は久万高原とか、重兼農場とかは確かに法人化の基礎がよく出来たところで、久万高原も支援センターとかいろいろ所が整備されて非常に素晴らしい所で、あまりにも江府町にかけ離れていまして、その辺が気に掛かるところでして、次回には江府町の方がその辺に合う様な形の先進地をした方が良いのではないかと、この前も二人の意見を聞いたわけですが。あまりにもかけて離れていたら、久万高原の場合は出資金とかは町も1億円、JAが1千万円、合わせて1億1千万円で、町長が農業公社の理事長、副理事長がJAの支所長、町の方が戦略課の課長で、農業公社に対して非常に素晴らしい体制でされている訳です。就農支援も新しい人もいろんな事もうまく機能していますし、今の江府町の農業公社を考えた時にその辺にずれがあります。その辺が気にかかるところでして、出来れば相応しい所をもう少し検証しながら、次の先進地を研修をお願いしたいと言うのが気持ちです。それが全体の相違表なんですけれども、重兼農場の場合特に私が気が付いたのは、法人化として経費節減のために、法人化の中で機械の共同利用をしたり各集落9つを1つにして、コンバインとかを少なくしてという事されていまして、JAに頼らないでその中でされていますし、非常に経費節減のためにやっておられる姿に感銘を受けた訳です。その中で聞いたかったのは良い点ばかり聞くよりも、悪い点、法人化でどういう事が悪かったとか聞いたかったと言うのが反省をしている所です。纏めれば、次回の先進地の視察研修の時には、江府町のレベルのちょっと上位の所が良い訳ですけれども、あまりのもうまく機能したところばかりを見まして、中々マッチしない所があって、ちょっと気に

かかった所です。次回の検討事項として、私はそう感じています。

議長： 今川上委員さんの方から意見が出ましたけれども、皆さんの方ではどうでしょうか。

加藤： 今の議論の中心的な部分ではないかもしれませんが、本町実態に即した農業振興施策は何かという事を考えるべきだと思います。我々農業委員に就任させて頂いて半分が終わってこれから後半になる訳ですけども、皆さんに学ばせて頂いた事からすると、本町の実態に即した農業振興施策と言うのは、1つは宇田川推進委員さんが主導されたジビエの体制化と言うもの、これは事情に良い動機付けをされましたので、鳥獣の個体数と奥大山ジビエの安心安全な1つの流通化と言うもの、この機を逃したら定着しないだろうと思うんです。これを農業委員会としても全面的に支援をすると言う事がまず1点、第2点は、集落営農です。これを無くして、今日もいろんな受委託契約がありますけれども、合意解約と言うのがこれからどんどん出て来ると思うんです。それを引き受ける方がおられればそれは良いんですけども、本町の農業の構成を見ると、出来る所は集落営農組織の組成すること、10月に事務局長さんが報告をされた本町の集落営農の実態を言われましたけれども、いきなり法人化、いきなり自己完結、これがなかなかハードルが高いと思うんです。出来る所は段階的に共同利用の形態から進めながら、私自身がそうですけども、60歳を過ぎてリタイアして、でもまだ農業は出来るよと言う時に自分の耕作地をやるのではなく、集落営農と言う受け皿の中で自分の農地を活かしていくと言う、Uターン、Iターンの方の受け皿になるのが集落営農だと思います。集落営農無くして江府町の将来の農業施策は有り得ない。それぞれ個々の農業者が孤立してしまうんです。年数が経過すれば。集落営農は本町でも大きく旗を振っておられますけれども、この1年半を見るにつけ、学習会、説明会を含めてなかなか前に進まない、ここを何とか、取り掛かりを我々がやって行く義務があると思います。もう1つは農業公社です。農業公社は奥大山農業公社がありますけれども、私自身中身の財務的な部分と事業内容が分かっている様で分かっていないんです。どういう実態なのか、どういう問題があるのか、農業公社の在り方と言うのを私が考えるのは、集落営農とセットにした農業公社の在り方なんです。農業公社単独が、今日もあった様に受委託の受け手になるのは少し問題があると思います。作業の受委託を集落営農と一体で進めて、集落営農の現状発展を支援する形で農業公社を重々させるべきだと思います。1年半経って要領を得ませんけれども、大きく3点が私自身が関わって行きたい問題だと思います。そう言う事を今局長がおっしゃった様に、町長に意見具申をしても、もう一度この農業委員会の場で揉まないと駄目で、項目だけ町長さんに出しても無責任な話で、ここで議論をもんで、農業公社も一回皆で勉強をして、そして集落営農と一対になった農業公社の在り方と言うものを農業委員会の方で青写真を描いて、それを町長さんに具申をすると言う事であれば中身も伴う、或いは実現性可能な物になると思います。私が言いたいのは項目だけ町当局にブツケルのも無責任で、農業委員会として本町の農業施策にはこういう課題があって、将来どうあるべきだと言う事を農業委員会の領域として議論をして、それを纏めた物を町当局にお願いをする、要請をすると言う流れからすると、今年の予算は間に合わないよ、と言う議論とは違うと思うんです。私自身そう言う事も

含めて後半の限られた任期の2年を迎えられたら良いなと言う風に思います。長々すいません。

議長： ありがとうございます。

川上： 法人化に地域をこれから守って行くか課題です。その中で、私も江尾の方ですけども、個々にいろんな事で話し合っている訳ですけど、総論はどうしても方向は分かるんですけども、核になってきたらなかなか支障がありまして、確かにおっしゃる通りだと思います。

議長： 宇田川推進委員さん何かありますか。

宇田川： 全く公社の在り方は今加藤さんの話を聞いて実感するんですが、農業委員になって公社の問題が話に出ますが、公社の一番の問題は、個々に皆さんが公社にお願いをする、という事で従業員の家に直接電話が夜中でも掛かってくる、「稲刈りはいつだ、うちはどう過ぎ取るは」個々に公社の従業員に掛かってきたら耐えられません、皆辞めて行きます。そう言う事は公社の関係である町長がトップですから言うんですけども、解決されてない、今の様なやり方でやっていると、確かに各集落転々とやっています。1日のうち半分の作業で半分は移動、これだけ効率の悪い作業をしたら500万、600万の赤字になります。今美用に集落営農組織がありますので、そこでお願いをして、この集落は見ますよと、川筋地区ですけども、そう言う風に処理しました。それでも移動は絶えないと言う所があります。これから公社をどうするかという事については、私自身も悩むと言うか方向性が決まっていなかったんですが、今私の所でも集落営農と言う話がずっと出ていますので、その件について話をするのは、中山間の会議では必ず何処の集落にも出ています、その中で一番の問題は60歳から70歳の我々はやるけれども子供に聞くと後を継いでくれない、じゃあ私達が5年やるか10年やるかはわからないけれども、後の事が先が無いのに機会を買うのかとかそういう組織を挙げて後が続けて行けるのか、と言う様な話がいろんな意見が出ます。出る事は非常に良いんですが、中々一つの問題として、こうあるべきだ、こうしないといけないと言う皆さんの考えはあるんですけどもなかなか一本化できない、と言うのが今の現状です。今川筋地区では作れてない農地が無いので、それぞれ皆さんがお互いで助け合って作っていると言う所が、田んぼも少ないんですけども、1人亡くなりまして、その時に3人で行ってどうしますか、何とかしないといけないと言ったら、息子さんがするという事になっていますし、阿部さんもかなり協力してくれていますし、そう言った事で7、8人で必ず1年に2回春と秋は集まって具体的な話をする様にしています。なかなか、我々は集落営農は出来ないよね、するなら地域営農、と言う話までは行っていますけれども、やれる人は5、6人います。私も含めているんですが、具体的に今こうやろうと言う話ではなくて、もし誰か作れない、出来ない所があった時に、今の状態が行き詰ったら考えようと、機械は何も買わない、今有る物でどう上手く使っていくかと言う位の話は出来ています。ポンポンと集落営農が出来て、地域営農が出来て良かったな、と言う所までは行きた

いと思っていますけれども、先が見えない集落営農を具体的にやろうと言う、事務局が一番問題で、事務局が計算、書類、いろんな田んぼを集約したり、そう言った事が出来る人が今3人ほど上がっていましたけれども、そう言った事では大丈夫かなと思っていますので、今そう言った現状です。

議長： 宇田川さんについては自分の地域の取組みの話でしたが、加藤委員さんがおっしゃられているのは、非常に江府町の農業委員としてどう取り組むかと言う根幹にかかわる問題だと思います。皆さんも農業委員と言う役をお受けになって、農業公社がこれで良いと思っておられる方は誰もいないと思います。ではどうするかと言った時に、皆さんも一生懸命お考えだと思うんですが、今加藤委員がおっしゃいます様に、そう言った問題を皆で考えて、練って、一番言われるのは項目だけ上げて、それをトップに押し付ける、こういう事では駄目だよと、全くその通りだと思います。川上委員さん、視察に行った時にあまりにもかけ離れて、江府町の対象にならないと言う様のおっしゃいました、確かにそうでした。夢のような公社でした。資本金が1億1千万、毎年の会費が500万、100万、毎年出して運営しておられる。内容を見ても応募して来られる人は、国が支援するような支援を公社自体がやっている。月にいくら、妻帯者が来られたらいくら出す。勉強をされる方にもしっかりと支援をして、それを公社でやっておられると言う話で、江府町とは大きな差があります。狙いはそう言う所だと思います。そう言う所で自分たちに出来る所を見習いながら思うんですが、先ず加藤委員さんがおっしゃる様に、そう言う思いになる様に行政のトップに訴えなければいけない、何を持って訴えるかと言ったら、今言われる様に具体的な青写真を作ってそれをお願いすると、わかる話をして頂いたわけですが、そう言う話はなかなか結論付けにはなりませんけれども、おっしゃる様に2019年の予算に間に合うとか間に合わないとかそう言う問題ではなく、もっと時間をかけてやらないといけない問題だと言う様に思います。大事な話ですので今ここで話が出て結論が出る話でもないですけれども、そう言う会を農業委員会が終わった後には、ここに上がった議題だけではなく、そう言う問題も取り上げて頂いて、時間を費やして勉強をして頂く様な機会を設けて頂いて、これから勉強をして行かないといけないのかなと思います。

川上： 加藤委員が言われました様に、農業公社がどういう様な形か、実態がはっきりわかってない訳です。ある程度共有して出来る所は農業委員も一緒に農業公社とタイアップしないといけない、支援しないといけないです。その辺の実態を勉強するために一回機会を設けて欲しいです。今の姿はこうですよと言う、お願いしたいです。

宇田川： 1回と言わずに、1月2月みんな手が空くでしょう、もっと集めれば良いと思います。

議長： 基本的には勉強をするのが大事ですから

川上： それをお願いしたいです。

加藤： 長くなって恐縮ですが、最近の町報を見ても、中田委員さんが農業開発公社の充実強化を町報で出しておられる、松原代理が集落営農と農業公社のマッチング、これをやらないといけないと、皆がそう言う意識を持っておられるんです。今の実態からして、今川上委員さんがおっしゃる様に、農業公社のどういう機能を持たせるのか、その前に今農業公社がどういう事業と財務内容なのか、そこら辺を中田委員もいらっしゃる、見山委員もいらっしゃる、そういった所から実態を教えて頂いて、有るべき姿を議論して、財政措置が必要に成って来ると思います。ここを、機能と財政措置について町に具申をすると言うか意見表明をすると言う、その所の問題点事態を勉強させて頂いて、そして皆さんが感じておられる集落営農と農業公社のあるべき姿を少し議論すれば、町当局に対する説得力も違って来るのではないのかなと思うんですけれども、それと、我々任期3年の中で一つぐらいは足跡と言うか成果を残さないと、という事です。江府町の実態からすると、集落営農がいろんな形で、言う様にすぐ法人化とか自己完結と言うのは難しいと思います。そこは農業公社の受委託を絡ませながら、或いは農協の育苗事業を絡ませながら、共同利用から発展する集落営農の流れと言うものを作って行く、我々と町当局と一緒に建設計画を議論して方向性を出すという事が大事ではないかなと思います。

議長： 良い話を聞かせて頂きまして、ありがとうございます。

宇田川： 皆さん日野郡の農業委員会にご協力いただいて、前日から清水さんには無理を言っているいろいろありがとうございました。盛況の中に終わったのではないかと思いますけれども、その後若桜の方に行ってきました。去年の研修からようやく1年で結成を取り敢えず役場の方に認定して頂きました。来週火曜日は役員2名、25、6人で集まって今後の計画を、米沢小学校も会長に見て頂いて見積もりをしてもらって、これからお世話になろうかなと思って、徐々には進んでいますので、これくらいの事で1年もかかるのかなと思う位足を運んで掛かった訳ですが、大山町にもできて、西部で1番にしたかったですけれども、これからは江府町でないと出来ないものをして行こうかなと思っています。これからだとおもいますので、皆さんの協力を得ないと出来ない事はたくさんあると思いますので、よろしく願いをいたします。

川上： 12月5日に県内農農業委員会の研修会がありました、これからやっに行かないといけないと思った事が2つありました。1つは農業委員の憲章唱和の件です。農業委員が自覚を持ってもらうという事と、誇りと自信を持ってやっ頂く為に農業委員もそうやっ行くべきだと思います。もう1つは利用権設定の件ですが、今江府町は利用権設定をする時に、役場の農林課から各担当の方に直接わたっている訳です。これを三朝町みたいに、農業委員が直に利用権設定の用紙を持って行きながら、耕作者の人と話し合っ、利用権設定の処理をすべきではないかと思っています。直接会っ、今は役場からの発送です。そこを農業委員、推進委員が一緒になっ耕作者の人と話し合っ行くべき姿だと思います。その辺を是非検討して頂ければと思う訳です。

議長： 行政の流れがありまして、今そういう事になっています。川上委員がよくご承知ですが、けれども。そういう物を農業委員が立ち入って、直接みんなの意見を聞きながらまとめた方が良いという事ですね。

川上： 利用権設定はすべきだと思います。

宇田川： 利用権が切れる前

川上： 1か月か1か月半前に役場の農林課から送られるわけです。

議長： 受け付けは、農林産業課の中で受け付けて、書類がこっちに回って来ると言うのが今の流れですね。

事務局： そうです。確かに他所でそういった事例をやっておられたら成程と思ったんですが、要は農業委員さんなり最適化推進委員さんを皆さんに知って頂く、皆が何かあったら農業委員に行かないといけないとか、最適化推進委員の所に行けば解決できるな、と言う事が地域に根付いていないので、そこに一つの農業委員さんなり最適化推進委員さんの出番と言うか、触れ合うきっかけを作りましょうと言う事が本来のコンセプトだと思うんです。例えば皆さんに、これからは役場から発送をしません、皆さんにお願いしますと言った時に、例えばその書類がどこかでなくなったとか、渡さないといけないのに渡っていなかったとか、間違えて渡したとか、そういった問題も細かい事を言えば出てくるわけです。

川上： そう言った事より大事な事です。利用権設定は直接

事務局： そうではないんです。農業委員さんが地域とどれだけ関わって行くかという事を、通知の一つを役場から直に送るのではなく、委員さんが持って行く事できっかけを作りましょうという事なんです。だから無理に通知を持って行かなくても紹介位は出来るんです。みんなで話し合いをしようという事で出来るんです。それが出来ないから持って回しましょう、と言う様な事をやっておられるけれども、

宇田川： 例えば事務局から、今年でもう切れるけれども、作られるだろうか、継続されるだろうかという時に、農業委員会が今年で切れるけれどもどうしますか、という事は良いという事ですよ。いちいち書類は農林課が回って来るけれども、そういう話を我々がこの家に回って話を聞けば、と言うのが事務局の話、いちいち書類を持って行かなくても聞き取りを作っている人にも持ち主の人にもする、という事ですよ。

川上： 今まで通りだったらそれでも良いけれども、出来ればそういう形で今こういう情勢の中では、直接会って話をすべきだと思います。

宇田川：書類まで持って行ってハンを下さいとか名前を書いて下さいとか

川 上：意向を聞きながらハンをもらう事は必要だと思います。それは皆さんの判断です。

事務局：皆さんがそれをやろうと言われるのであれば、そういう問題は1つずつ解決できたという事です。

議 長：そういう事をしてても事務的処理がなかなか出来ないと思います。肝心の事については行政の方でやって頂く、今宇田川推進委員さんが言われる様に、そう言った中に入っての話は農業委員会の皆さんで、担当をしておられる方が行って相談に乗ってあげる事は出来るけれども、書類も皆受け付けて

川 上：そういう意味ではないです。ある程度フォーマットは出来ています。事務局の方で。

議 長：では宇田川さんが言われるような役目をもっとしないとイケないという事で良いですか。

川 上：AさんからBさんに今回も作って貰いますよと。流れが出来ている分を直接持って行って、今年3年間お願いします、と言う様な話を交えて、いろいろ話をする訳です。そうした方が良いのではないですかと言う事です。

見 山：直接は良いですけども、書類を持って行くという事は良くないと思います。借りにその書類を名前とかいろいろ書いてある分に行く途中で落としたりとかに成ったら、凄い問題になるでしょ。持たずに行って、期限が切れますよとか話をするなり、書類を持って行って、と言うのは不味いと思う。新規でも踏み込んで話をする事は難しいと思う。事務局に行って、こうなっているので担当に委員さんに相談に行って下さいと言うのなら良いけれども、

川 上：三朝町がそういう形でやっていますので、非常に良い事だなと思います。

見 山：行くのは良いけれども、書類を持って行くのは良くないと思います。

川 上：それは皆さんの判断です。

議 長：分かりました。いろんな意見が出ています。今加藤委員さんの提案された問題も大きな問題ですので、直接2019年度に予算要求をしないといけないという問題については考えて頂いて、ここで纏めるのはちょっと無理な様なので、単純に予算要求する事項でもあれば事務局の方にも行って頂いて、今年の切羽詰った予算要求に対応してもらいたいと言う事については、要は直接話して頂いたり、グループの皆さんで話し合っ提案して頂くという事にして頂いて、今日の話の中で我々が勉強をしないといけないと

いう事になれば、これから別な日程を組んでも、宇田川さんが言われる様に取り組んで行かないといけない課題ではないかと思えますけれども、皆さんどうですか。先ずは今言われた農業公社の実態はどうかと言う様な勉強から入って行かないと、公社の総論を述べてみてもなかなか前に進まないと思えます。そう言った前立てをして、先ず勉強会を、公社の方の説明を聞く会から始まって、江府町はどういう方向にしようかと言う話をして行くためには、私も申しあげましたが、総会の後に勉強会をして、そういう事ではとてもできませんので、別な日程でも組んでもらって、我々農業委員会の責任としてこれから取り組むと言う気持ちになって頂いて、そういう思いで今後進めると言う形で同意して頂けませんか。どうでしょうか

委員： はい。

議長： よろしいでしょうか。そうしますと、局長、そういう問題については、町長が公社の理事長で農業委員会の会長も副理事長という事になっています。私も皆さんに説明をするという事は出来ませんが、事務長とかそういった人の話も聞いて、先ず勉強会から始めないといけないと思えますので、そういう段取りをお願いします。都合のつく方には出て頂いて、そういった所から始めさせて頂くという事で良いでしょうか。

委員： はい

川上： そう言う方向で良いです。それともう一つ農業委員の憲章を皆さんに諮って貰えますか。

議長： この前の件の特別研修会で智頭町の小林会長、県の農業会議の副会長さんをしておられる方が、自分たちは農業委員会の総会の前に農業委員会憲章を全員で復唱すると、言う様な話がありました。その事ですね。次回から憲章の唱和をして総会に入らせてもらうという事で良いでしょうか。皆さんそういう事をお願いします。

事務局： 今回の勉強会の話は良い話だと思います。特に来年から農地利用最適化交付金と言うものを使って、農業委員会の委員さんの報酬のかさ上げと言うか、そう言った取り組みを予算要求では上げております。1つには活動実績、要は動かれた日数によって払う部分と、成果実績と言って担い手への集積率とか耕作放棄地の解消率によって支払われる部分と言うのがある訳です。そう成って来ると、きちんとした活動を行ったうえで、現状よりも委員さんにお支払いできるお金が増えて来ると言う形の物でございます。今まで通りの形をしていても増えて来ない訳です。委員さんのどうのこうのより、委員さんが活動することによって、地域の農業なり農地が守られる、と言う形の仕組みを作っていくためには、今日ご提案頂いた勉強会と言うのはスタートとして必要な事だと思いますので、段取りをさせて頂きたくらいですので、予定をして頂きたいと言う風に思います。

川上： それから、最適化推進委員の2年前に出た時に20億円上積みになっているはずす

けれども、その辺は全国的にどうなっているんですか。

議 長： なんですか

川 上： 最適推進委員を発足したときに20億円という事を聞いていた訳ですけども、それが結局どうなっているかと言うのが、うやむやになって分からないんですけども、

議 長： それは共済組合の保険の事ですか。

事務局： 基本的にはこれの話です。

議 長： 前にも一回話したと思うんですけども、前の局長が一生懸命やって、予算の概査要求には査定を通してもらったけれども、最終的に町で蹴られたという事で、その事ですよ。来年度はそれが実現するでしょう。予算要求でしてあるので。

谷 口： 要求がしてあっても町長がカットしたら

事務局： その問題については、例えば町が手出しをしなくても良いんです。基本的にその費用は見ます。ただ一度上げた報酬は国が裏切った、裏切ると言っではいけません、全国の農業委員会がこの事業に取り組みされると予算が足りなくなるんです。やるもんやらんもんがあるから予算がある状態、今は余っている状態です。ところが何処もがやり始めると予算が足りなくなる、その時に国がちゃんと必要な予算を全部確保するかと言うと、今の農水は大体ある分しか払わない、委員さんの報酬と言うものは一度あげると、要は国が予算をくれなかったから減らします、という事がなかなか効かないです。

議 長： それは加算で付くものですから、基本的物は上がらないでしょう。交付に対しての報酬ですから、ですから固定の手当てが上がる訳ではないでしょう。

事務局： ただ、日額いくらとか、地域によっては時給でいくらみたいな形で活動実績に対する支払いをするんですけども、例えば国が10時間働いたら、1,000円の10時間で1万円今加算しますよと言って支払いたくても、国が上限を掛けてくる可能性はあるわけです。国がくれなかったので委員さんに払いませんよと言う風にしてしまうのか、それとも足らずまいは町の方で上乘せしてでも書いてあることを守りましょうなのか、要は、ただし国の交付金の範囲内と一言入って来ると、単価を決めていても国がこれだけしかくれなかったの

議 長： それは仕方がない

宇田川： 会長も職務代理も出てもらっているけれども、最適化推進委員と言うのは年に農業委員会とは別に会をやっている訳だ、実際には、それで沢山出ているからくれ、という事

ではないけれども、活動しようと思うといくらでもある訳だ、最適化の仕事を見ると。その為に活動しなさいよ、お金はこれだけ国も予算を取っているから出しますよ、と言っているのでもらいながらどう取り組んでいくかやればいい事で、集まりは農業委員会より数は集まっています。

議 長： その年度の江府町が加算金を要求するのは2019年にはいくら、という事は出しているんでしょ。やったからいくらでも来るという事はないでしょう。

事務局： もちろん要望はします。条件が決まっているんです。活動実績は月額1人当たり6千円ですよ、成果実績は月額1人当たり1万4千円ですよ、と言う計算式はこれは上限です。活動実績は基本的には単価掛ける日数で出て来るんですけども、もう1個の成果実績の方が、皆さん何の意味か分からないんです。1年間活動されて、集積率だとか耕作放棄地の解消した面積とか、いくらありますよと国に報告して

議 長： それは実績によって来年度にそのお金をもらう訳、実績に合わせて。

事務局： 1年間分を年度末にもらいます。

宇田川： その成果を今まで前事務局が上げたわけだ、全部。

事務局： 年度末にボーナスみたいな形で今年の成果実績です。纏めてお支払いする。

松 原： 国の予算は成功報酬なんです。実態として何か上がって来ないとなかなか認めてもらえない所があって、予算は取っていても全国一律ですから、例えばどんどん活動をして法人を作ったとか、そういう所が見えてきたらできます。無い所はなし。雨と鞭の政策なんです。

川 上： 他地区の状況も検討しながらした方が良いでしょう。

議 長： いろんな話が出てもなんですから、実態を調べて説明を聞く事にしましょう。大変活発な議論が出ましたが、以上で第18回農業委員会総会を終了したいと思います。ありがとうございました。

平成 年 月 日

署名委員 6 番委員

署名委員 7 番委員